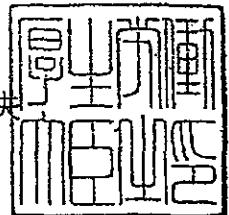


資料 5-3

厚生労働省発食安第0411009号
平成19年4月11日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 柳澤伯夫



諮詢書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

次に掲げる飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準設定について

グルコン酸カルシウム

平成19年5月22日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成19年4月11日付け厚生労働省発食安第0411009号をもって諮詢された食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくグルコン酸カルシウムに係る食品規格（食品中の飼料添加物の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

グルコン酸カルシウム

1. 品目名：グルコン酸カルシウム (Calcium Gluconate)

2. 用途：カルシウムの補給

グルコン酸カルシウムは、1861年にカルシウム塩として単離された物質であり、カルシウム補給を目的として、牛等の飼料添加により用いられている。

製造方法は、ブドウ糖水溶液を発酵させ、脱塩、晶析しグルコノデルタラクトンを得た後、炭酸カルシウム等で中和、晶析及び分離するものとなっており、我が国を含め、世界中で食品添加物としても使用されている。

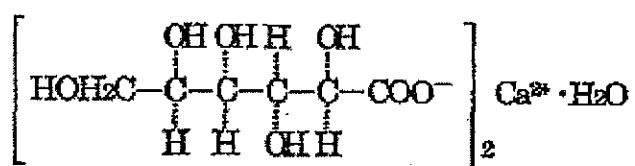
今般の残留基準の検討は、本品が飼料添加物として製造販売の指定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

3. 化学名：

和名：2 グルコン酸-1 カルシウム・1 水和物

英名：monocalcium bis [(2R,3S,4R,5R)-2,3,4,5,6-pentahydroxyhexanoate]
monohydrate

4. 構造式及び物性：



分子式： $\text{C}_{12}\text{H}_{22}\text{CaO}_{14} \cdot \text{H}_2\text{O}$

分子量：448.39

常温における性状：白色の結晶性の粉末又は粒状の粉末

溶解性：冷水に約 3%，熱水には約 20%，アルコールその他の有機溶媒には不溶性

5. 適用方法及び用量

牛等（牛、めん羊、山羊及び鹿）の飼料に添加。

6. 諸外国における使用状況

本品は、カルシウム補給の目的で米国においては GRAS¹として取り扱われており、EUにおいても 1999 年より家畜の飼料への添加が認められている。

また、JECFAにおいて、グルコン酸塩（グルコノデルタラクトン、グルコン酸カルシウム、グルコン酸マグネシウム、グルコン酸カリウム及びグルコン酸ナトリウム）については、ADI を「特定せず」と評価している。

7. 残留試験結果

残留試験は実施されていない。なお、グルコン酸カルシウムは、体内でグルコン酸とカルシウムに分離し、吸収、代謝されることから、グルコン酸カルシウムとして蓄積、残留しない。また、吸収されたグルコン酸については、グルコースの代謝経路である、ペントースリン酸サイクルにより容易に代謝、あるいは尿中に排泄されることが考えられる。さらにカルシウムは消化管から吸収され骨に貯蔵され、正常な生理条件下で骨、歯以外の組織に蓄積することは知られていない。

8. 許容一日摂取量（ADI）評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 18 年 11 月 27 日付け厚生労働省発食安第 1127001 号により、食品安全委員会あて意見を求めたグルコン酸カルシウムに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価されている。

グルコン酸カルシウムを飼料添加物として使用した場合、家畜の体内に蓄積する可能性は非常に低く、さらに、過剰摂取による障害が現れた対象家畜由来食品をヒトが日常的に摂取する可能性は非常に低いと考えられる。さらに、安全性試験についても、Ames 試験が陰性であり、また、本物質との関連が疑われる明らかな有害性が示唆された所見は見られなかった。一方、グルコン酸カルシウムは、食品添加物、ヒト用医薬品及び動物用医薬品として使用されており、安全性に特段の問題があるとは考えられない。従って、グルコン酸カルシウムは、飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。

9. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

¹ 一般に安全と認められる物質（Generally Recognized As Safe）

(答申案)

グルコン酸カルシウムについては、食品規格（食品中の飼料添加物の残留基準）を設定しないことが適当である。

(参考)

これまでの経緯

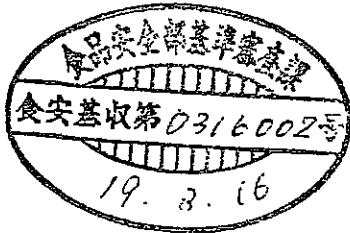
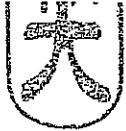
- 平成18年11月27日 ・厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価依頼
- 平成19年3月15日 ・食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価結果通知
- 平成19年4月11日 ・厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長あてに残留基準の設定について諮問
- 平成19年4月24日 ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における審議

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○ 大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	国立医薬品食品衛生研究所客員研究員
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
鰐渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

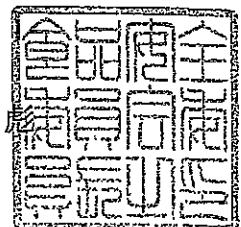
(○ : 部会長)



府食第270号
平成19年3月15日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会
委員長 見上



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年11月27日付け厚生労働省発食安第1127001号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた飼料添加物グルコン酸カルシウムの食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

なお、各種試験結果概要及び評価結果をまとめたものを添付します。

記

グルコン酸カルシウムは、飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。

飼料添加物評価書

グルコン酸カルシウム

2007年3月

食品安全委員会

目 次

	頁
・審議の経緯	1
・食品安全委員会委員名簿	1
・食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿	1
グルコン酸カルシウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果	
I はじめに	2
II 農林水産省の飼料添加物グルコン酸カルシウムに関する指定及び基準・規格の改正の概要	2
III グルコン酸カルシウムの概要	2
1 名称	2
2 構造等	2
3 起源または発見の経緯並びに外国における許可状況及び使用状況等	2
4 我が国における食品添加物としてのグルコン酸カルシウムの使用状況等	3
IV 安全性に関する試験成績の概要	3
1 吸収、分布、代謝、排泄に関する試験	3
(1) グルコン酸について	3
(2) カルシウムについて	3
2 毒性試験	4
(1) 単回投与毒性試験	4
(2) 短期毒性試験	4
(3) 長期毒性試験	5
(4) 変異原性試験	5
(5) 発生毒性試験	5
(6) ヒトにおける所見	6
3 対象家畜を用いた飼養試験	6
V 食品健康影響評価について	6
参考文献	6

〈審議の経緯〉

平成 18 年 11 月 27 日	厚生労働大臣及び農林水産大臣から飼料添加物の安全性に係る食品健康影響評価について要請同接受
平成 18 年 11 月 28 日	第 169 回食品安全委員会（要請事項説明）
平成 18 年 11 月 30 日	第 20 回肥料・飼料等専門調査会で審査
平成 18 年 12 月 21 日	第 177 回食品安全委員会（報告）
平成 19 年 2 月 8 日	国民からの意見・情報の募集
平成 19 年 2 月 8 日～3 月 9 日	肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長に報告
平成 19 年 3 月 14 日	第 182 回食品安全委員会（報告）
平成 19 年 3 月 15 日	同日付で、食品安全委員会委員長から厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知

〈食品安全委員会委員〉

平成 18 年 12 月 20 日まで	寺田 雅昭（委員長）	見上 彪（委員長）
	見上 彪（委員長代理）	小泉 直子（委員長代理*）
	小泉 直子	長尾 拓
	長尾 拓	野村 一正
	野村 一正	畠江 敬子
	畠江 敬子	本間 清一
	本間 清一	* 平成 19 年 2 月 1 日から

〈肥料・飼料等専門調査会〉

専門委員

秋葉 征夫	高木 篤也
小野 信一	津田 修治
香山 不二雄	西澤 直子
唐木 英明（座長）	深見 元弘
酒井 健夫（座長代理）	三浦 克洋
嶋田 甚五郎	元井 菲子
下位 香代子	米山 忠克

専門参考人

頭金 正博

グルコン酸カルシウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果

I はじめに

食品安全委員会は、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づき、農林水産大臣から飼料添加物グルコン酸カルシウムに関する指定及び基準・規格の改正に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣から当該飼料添加物の食品中の残留基準の設定に係る食品健康影響評価について意見を求められた。

II 農林水産省の飼料添加物グルコン酸カルシウムに関する指定及び基準・規格の改正の概要

農林水産省は、グルコン酸カルシウムについて、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」を用途とした飼料添加物として新たに指定する予定である。あわせて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年7月24日農林省令第35号)を改正し、グルコン酸カルシウムに係る成分規格を定め、グルコン酸カルシウムが使用可能な対象飼料を牛用飼料とする予定である。

III グルコン酸カルシウムの概要

1 名称

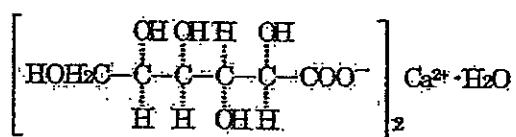
グルコン酸カルシウム

2 構造等

分子式 : C₁₂H₂₂CaO₁₄·H₂O

分子量 : 448.39

構造式 :



使用方法:牛用飼料にカルシウム補給のため添加

3 起源または発見の経緯並びに外国における許可状況及び使用状況等

グルコン酸カルシウムは、1861年、ブドウ糖を塩素で酸化し、カルシウム塩として単離された。また、1884年、臭素を用いて室温で酸化し、50~70%の収率で本品が得られた。⁽¹⁾

米国においてはGRAS(一般に安全と認められる物質Generally Recognized As Safe)として取り扱われており⁽²⁾、EUにおいても家畜への使用が認められている⁽³⁾。

また、1998年にJECFAにおいて、グルコン酸塩類(グルコノデルタラクトン、グルコン酸カルシウム、グルコン酸マグネシウム、グルコン酸カリウム、グルコン酸ナトリウム)についてはADIを「特定せず(not specified)」と評価している⁽⁴⁾。

また、MEDLINE、TOXLINEで文献検索を行った結果、グルコン酸カルシウムの安全性に係る新たな知見は得られなかった⁽⁵⁾。

4 我が国における食品添加物としてのグルコン酸カルシウムの使用状況等

グルコン酸カルシウムは日本国内において、昭和38年に食品添加物として指定され、カルシウム強化を目的として使用されている。みそ、豆腐、コンニャクなどの食品に対しカルシウムの強化剤として使用され、使用はカルシウム強化のための栄養強化を目的とする場合に限られ、特別用途表示の食品を除いては、カルシウムとして食品の1%以下に限定されている⁽¹⁾。

国内において、グルコン酸の摂取量は73~103mg/日/人(平成12年)⁽⁶⁾、グルコン酸カルシウムの需要量(平成17年)は300トンであった⁽⁷⁾。

また、グルコン酸カルシウムは動物用医薬品及びヒト用医薬品にカルシウム製剤として使用されている。

IV 安全性に関する試験成績の概要

1 吸収、分布、代謝、排泄に関する試験

グルコン酸カルシウムはグルコン酸のカルシウム塩で、体内ではグルコン酸とカルシウムに解離する⁽⁴⁾。

(1) グルコン酸について

吸収されたグルコン酸については、グルコースの代謝経路であるペントースリン酸サイクルにより容易に代謝、あるいは、尿中に排泄されることが考えられる⁽¹⁾。

ラットにグルコン酸塩類50mg/kg体重を経口投与して24時間後までの尿中グルコン酸排泄量を測定したところ、0.8~1.5%が回収された。グルコン酸が体内で代謝される量を推定するために、グルコン酸ナトリウムを10mg/kg体重静脈注射して24時間後までの尿中グルコン酸排泄量を測定したところ、87%が尿中に回収された。経口投与後の尿中排泄量を静脈注射後の尿中排泄量で補正すると、投与されたグルコン酸塩類のうち0.9~1.7%が吸収されると推定され、消化管内残存率は98~99%と推定される。また、無菌ラットにグルコン酸カルシウム(50mg/kg体重)を経口投与した試験において、投与8時間後の消化管内残存量が90%であった。さらに、グルコン酸塩類(グルコン酸として500mg/kg体重)を経口投与した試験において、血漿中グルコン酸が投与9時間後に検出限界以下になった⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

イヌについて、グルコン酸塩類(グルコン酸として500mg/kg体重)を経口投与及び静脈投与した試験において、血漿中グルコン酸が投与12時間後に検出限界以下になった⁽⁹⁾。

ブタについて、グルコン酸ナトリウム(500mg/kg体重)を経口投与した試験において、血漿中グルコン酸が投与24時間後に定量限界未満となり、糞便中グルコン酸は全て定量限界未満であった⁽¹⁰⁾。

(2) カルシウムについて

体内のカルシウムの98%以上は骨に、主としてリン酸カルシウムの形で存在し、血中のカルシウム濃度は9~11mg/100mlの狭い範囲にある。食物中のカルシウムは通常、リン酸塩の形が多く、小腸での吸収も主として可溶性のリン酸塩の形で行われる。しかし、

その吸収率はあまり大きくなく、成人で 50% 以下であるが、成長期の子供、妊婦、授乳婦では大きく、また、年齢が進むにつれて減少する。⁽¹¹⁾

カルシウムの過剰摂取による障害として、泌尿器系結石、ミルクアルカリ症候群等があるが、カルシウムを多量に摂取しても健康障害の発生は非常に稀である⁽¹²⁾。

消化管から吸収されたカルシウムは骨に貯蔵され、血中のカルシウム濃度のわずかな変動に応じてカルシウムを出し入れすることにより血中濃度を一定に保つ。副甲状腺機能亢進症等が原因で起こる高カルシウム血症の結果、尿路、胆嚢等の管腔に結石を生ずることはあるが、骨及び歯以外の組織内にカルシウムが蓄積することは知られていない。

2 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

雄性マウス(1群6匹)にグルコン酸カルシウム 10% 溶液を 1.5, 2.0, 2.5, 3.0 g/kg 体重の濃度で腹腔内投与した場合の急性毒性試験において、LD₅₀ が 2.2 g/kg 体重との報告がある⁽¹³⁾。

Albino Swiss マウス及び SD 系ラットにグルコン酸カルシウムを静脈内投与した場合並びにマウスに皮下投与した場合の急性毒性試験において、マウスへの静脈内投与の場合の LD₅₀ が 1,210mg/kg 体重、ラットへの静脈内投与の場合の LD₅₀ が 952mg/kg 体重及びマウスへの皮下投与の場合の LD₅₀ が 2,890mg/kg 体重との報告がある⁽¹⁴⁾。

(2) 短期毒性試験

① ラット(70日間亜急性反復投与毒性試験)⁽¹⁵⁾

ラット(1群 10 匹)に 0.4g Ca/kg 体重/日のグルコン酸カルシウムを週 6 日胃内強制投与による 70 日間亜急性毒性試験を行った結果、2 匹が死亡(56、63 日目)したが、組織(心臓、腎臓、肝臓)に明らかな変化は見られなかった。

② ラット(4週間反復投与毒性試験)⁽⁴⁾

SD 系ラット(1 群雌雄各 12 匹)にグルコン酸ナトリウム(0, 500, 1000, 2000mg/kg 体重/日)を 4 週間経口投与した。

全ての投与群において、死亡及び臨床学的異常性は見られなかった。体重、飼料摂取量及び飲水量については、投与群と対照群で差異は見られなかった。眼検査については、透明体に硝子体動脈遺残が見られたが、これは眼球の発達に伴う生理学的变化と考えられた。

定量的尿検査については、尿中ナトリウム濃度の上昇が、定性的尿検査については、尿ケトン体、ウロビリノーゲン、リン酸塩沈殿の上昇がみられたが、尿検査の結果はナトリウムの吸収による影響と考えられた。

血液学的パラメーターでグルコン酸ナトリウム投与の影響を受けたものはなかった。投与に関連した組織病理学的影響は 2000 mg/kg 体重/日投与群の雄(12 匹中 5 匹)に見られた胃境界縁の肥厚のみであった。境界縁はげつ歯動物に特有の組織であるので、胃境界縁の肥厚はヒトにとって毒性学的に重要ではないとされている。その他

の異常は投与に関連したものではなかった。

1 投与群の検体数が小さいこと、定性的尿検査において陽性結果が得られていることから、JECFAにおいて、この試験は NOEL の設定をするのに適当でないとされた。

③ ラット(28日間反復投与毒性試験)⁽⁴⁾

SD 系ラット(1群雌雄各 10 匹)を対象に、グルコン酸ナトリウム濃度を 0, 1.25, 2.5, 5%w/w(雄では 0, 1000, 2000, 4100 mg/kg 体重/日、雌では 0, 1000, 2000, 4400 mg/kg 体重/日に相当)とした飼料を 28 日間経口投与した。塩化ナトリウム投与群には 5%グルコン酸ナトリウム投与群と等しいナトリウム濃度となるように 1.35%w/w の塩化ナトリウムを混ぜた飼料を給与した。

全ての群において、死亡及び臨床学的な異常は見られなかった。体重及び飼料摂取量については、投与群と対照群で差異は見られなかった。

尿検査パラメーターについては、2.5 及び 5%投与群において対照群と比較して統計学的に有意な差異が見られたが、尿検査の結果はナトリウムの吸収による影響と考えられた。

組織病理学的検査については、重大な異常は見られなかった。

1 投与群の検体数が小さいこと、定性的尿検査において陽性結果が得られていることから、JECFAにおいて、この試験は NOEL の設定をするのに適当でないとされた。

④ ネコ及びイヌ(14日間反復投与毒性試験)⁽⁴⁾

ネコ(5 匹)及びイヌ(3 匹)に 10%グルコン酸溶液(1g/匹/日)を胃内挿管により 14 日間投与した。全体的な様子及び尿に異常は見られなかった。3 匹のネコにおいて、嘔吐及び下痢の発生が見られた。肺、心臓、肝臓、腎臓、消化管、膀胱、尿管、脾臓において肉眼的所見は正常であった。肝臓、肺、腎臓において、組織学的異常は見られなかった。グルコン酸及びグルコン酸アンモニウム(500mg/kg 体重)を静脈内投与したネコにおいて、血圧の一時的な低下が見られたが、5 分以内に正常に戻った。

(3) 長期毒性試験⁽⁴⁾

ラット(1 群雌雄計 20 匹)に 1%のグルコノデルタラクトンを含む肉の含量が 40%となるよう調整した飼料(0.4%グルコノデルタラクトンに相当)を 29 ヶ月間給与し、被検物質を含まない肉を給与したラットと比較した。成長、生存、飼料摂取量に影響はなかった。血液学的検査、臨床生化学的検査、肝機能検査、組織病理学検査において、投与群と対照群の間に差異は見られなかった。

(4) 変異原性試験⁽¹⁶⁾

グルコン酸カルシウムの変異原性を *Salmonella typhimurium* TA97, TA102 を用いた Ames 試験により検討し、グルコン酸カルシウムの濃度 10mg/plate において、S9 の有無にかかわらず陰性であったとの報告がある。

(5) 発生毒性試験⁽⁴⁾

CD-1マウス(1群25匹、0, 7, 32, 150, 700mg/kg体重/日)、Wistarラット(1群22-25匹、0, 5.9, 28, 130, 590mg/kg体重/日)、ハムスター(1群25匹、0, 5.6, 120, 560mg/kg体重/日)に妊娠6日目から15日目の間、Dutch beltedウサギ(1群10匹、0, 7.8, 36, 170, 780mg/kg体重/日)に妊娠6日目から18日日の間、グルコノデルタクロンを経口挿管により投与した。母動物及び胎児の生存に影響はなかった。催奇形性は見られなかった。

(6) ヒトにおける所見

ヒト(16名)にグルコノデルタクロン(5-10g)を2時間間隔で計20-50gとなるように投与した。尿の比重およびpHを観察したところ、8名の被験者の尿が酸性を示し、残りはアルカリ性を示した。11名の被験者に恶心を伴わない下痢が見られた⁽¹⁷⁾。

ヒト(5名)にグルコン酸(5-10g/日)を3-6日間経口投与したところ、尿中に血液、たん白、糖は検出されず、腎臓への影響が認められなかった⁽¹⁷⁾。

早産児の低カルシウム血症の治療として、5%グルコン酸カルシウム溶液(5mg/kg体重/時間)を15日間、頭皮の静脈内に投与したところ、45名中4名の頭皮に局所的な壊死が見られた。壊死は15日間の投与終了後、48時間以内に見られた⁽⁴⁾。

3 対象家畜を用いた飼養試験⁽¹⁸⁾

1~2ヶ月齢の子牛24頭を用い、グルコン酸カルシウムを給与飼料中のカルシウム濃度が0.6、1.0、2.0%となるよう配合飼料に添加する3群と、乳酸カルシウムを同濃度添加する3群、合計6群を設け、8週間にわたり連続給与し、一般状態、体重、飼料摂取量を観察するとともに、血清中カルシウム及び副甲状腺ホルモン(PTH)を測定した。その結果、一般状態では、期間を通じて元気、食欲、糞便性状等に異常は認められず、体重、増体量及び飼料要求率についても同様に差は認められなかった。各群の血清中カルシウム及びPTH濃度は、グルコン酸カルシウムを添加したいずれの群も有意に低い値を示さず、陽性対照群である乳酸カルシウム給与によるものとほぼ同等の値を示した。

V 食品健康影響評価について

グルコン酸カルシウムを飼料添加物として使用した場合、家畜の体内に蓄積する可能性は非常に低く、さらに、過剰摂取による障害が現れた対象家畜由来食品をヒトが日常的に摂取する可能性は非常に低いと考えられる。さらに、安全性試験についても、Ames試験が陰性であり、また、本物質との関連が疑われる明らかな有害性が示唆された所見は見られなかった。

一方、グルコン酸カルシウムは、食品添加物、ヒト用医薬品及び動物用医薬品として使用されており、安全性に特段の問題があるとは考えられない。

従って、グルコン酸カルシウムは、飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。

参考文献

- (1) 第7版食品添加物公定書解説書、廣川書店、416-419 (1999)

- (2) Code of Federal Regulation 21 Parts 500-599 Revised as of April 1,2001
- (3) Council Regulation (EC) No.1804/1999 of 19 July,1999
- (4) 第 51 回 JECFA WHO FOOD ADDITIVES SERIES:42
<http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v042je30.htm>
- (5)「グルコン酸カルシウム」の安全性評価に係る再調査
- (6)食品添加物一日摂取量総点検調査報告書 平成 12 年 12 月 厚生省
- (7)食品化学新聞 2006 年(平成 18 年)1 月 12 日
- (8)浅野敏彦, 湯浅和博, 吉村康美, 竹繩誠之, 福場博保, 各種グルコン酸のラットにおける消化吸収性と消化管内残存量, 日本栄養・食糧学会誌, 50, 287-294 (1997)
- (9)グルコン酸類のラット血液／肝臓ホモジナイス中の安定性(in vitro 試験)並びにイヌ及びラットにおける吸収排泄試験(in vivo 試験) 藤沢薬品工業株式会社
- (10)グルコン酸ナトリウムの子豚における吸収排泄試験 藤沢薬品工業株式会社
- (11)第 7 版食品添加物公定書解説書, 廣川書店, 408 (1999)
- (12)日本人の食事摂取基準 第一出版 141 (2005 年版)
- (13)Kandil A.S. Karras and M. R. Hamed, The Effect of Calcium on Acute Toxicity of Verapamil , J. Drug Res.,15. 121-125 (1984)
- (14)Rossi G.V., T.S. Miya and L.D.Edwards, A Pharmacologic Study of Calcium Methionate, J. Am. Pharm. Assoc., 45,47-50 (1956)
- (15)Smith E.R.B.,A Comparison of the Effects of Large Doses of Calcium Gluconate- idonate,Calcium Gluconate and Calcium Chloride, J. Lab. Clin. Med.,25,1018-1021(1940)
- (16)藤田博,佐々木美枝子,東京衛研年報,38,423-430(1987)
- (17)WHO FOOD ADDITIVES SERIES:21
<http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v21je14.htm>
- (18)グルコン酸カルシウムの対象家畜等を用いた効果及び飼養試験(牛), 試験番号 TT031005, 京都動物検査センター, 2004 (非公表)